

約40年ぶりの「相続法」見直し!

配偶者居住権は、2020年4月1日以降に開始する相続・遺贈において適用されます。

相続

「配偶者居住権」を新設!

1 配偶者居住権とは

配偶者が相続開始時に被相続人(亡くなられた方)所有の建物に居住していた場合に、終身または一定期間、配偶者がその建物の全部を無償で使用・収益できる権利です。居住権を設定することにより、配偶者は、建物の所有権ではなく、居住権の価値を相続したに過ぎないことから他の財産も相続しやすくなります。

2 なぜ「配偶者居住権」が創設されたのか

これまでの法律では、相続の際、下記の様な問題が発生していました。

- ① 相続財産が「自宅」と「わずかな金融資産」の場合
他の相続人への代償金を準備できない配偶者は、自宅を手放さなければならない。
 - ② 相続財産が「自宅」と「ある程度の金融資産」の場合
配偶者が自宅を相続しこれまで通り住み続けられたとしても、現金等はほとんど受け取れず、老後の生活資金が確保出来ない。
 - ③ 「自宅」を配偶者以外の者に相続させる(または遺贈する)という内容の遺言がある場合
自宅を相続した者(または受遺者)から配偶者は立ち退きを求められたりする。
- このような背景から、残された配偶者の住居や生活資金などを確保し、配偶者の保護を手厚くすることを目的として新設されたのが「配偶者居住権」です。

3 注意点 ※第三者とは当事者以外の者をいいます。

- ① 配偶者居住権は当然には発生しません
配偶者居住権は、相続開始時に居住していた配偶者に認められる権利で、遺産分割、遺贈、家庭裁判所の審判のいずれかによって成立します。(改正民法1028条、1029条、現民法554条)
- ② 配偶者以外の共有名義は対象外です
被相続人が相続開始のときに居住建物を配偶者以外の第三者(たとえば子供や兄弟)と共有していた場合は、配偶者居住権は成立しません。(改正民法1028条1項ただし書き)
- ③ 登記が必要です
居住建物の所有者は、配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務があり、配偶者は登記をしなければ第三者(たとえば所有者から建物を購入した者)に配偶者居住権を主張することが出来ません。(改正民法1031条1・2項)
- ④ 売却は出来ません
配偶者居住権は、第三者に譲渡することは出来ません。(改正民法1032条2項)

<参考>
法務省相続法改正に関する情報
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html

配偶者居住権を活用すると……

たとえば夫が亡くなり妻と子1人で遺産を分割する場合

住居 2,000万円 (評価額) その他の財産 3,000万円

現行では……

自宅に住み続けることは出来るけれど、生活資金が少なくて不安。

妻 1/2 子 1/2

所有権 2,000万円 その他の財産 2,500万円

その他の財産 500万円

改正後

自宅に住み続けることも出来るし、生活資金も確保出来て安心。

妻 1/2 子 1/2

居住権 1,000万円 所有権 1,000万円

その他の財産 1,500万円 その他の財産 1,500万円

※今回の改正で「短期居住権」と「長期居住権」の二種類の配偶者居住権が新設されます。一般的に「配偶者居住権」といえば、長期居住権のことを指します。本記事は長期居住権について取り扱っております。

2018年7月に相続法の改正が成立しました。特に注目すべきは「配偶者居住権」の新設です。そこで今回はこの「配偶者居住権」について解説いたします。

